

公の施設の指定管理者の指定について

- 1 施設名 富士見市市民福祉活動センター
- 2 指定管理者 社会福祉法人富士見市社会福祉協議会
の候補者 富士見市大字鶴馬1932番地7
会 長 清 水 實
- 3 指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）
- 4 募集方法 随意指定
富士見市公の施設の指定管理者随意指定取扱基準の第3（6）
「施設の業務の内容に特殊性がある場合」に該当
- 5 審査経過 第1回審査委員会 8月 9日（委員の委嘱・任命、申請要領等の確認）
第2回審査委員会 10月10日（プレゼンテーション、ヒアリング
及び候補者（案）の決定）
- 6 選定結果 別紙のとおり

7 管理運営経費（現状と提案額）

平成29年度当初予算額	11,174,000円
平成30年度	11,719,890円
平成31年度	11,980,563円
平成32年度	11,980,563円
平成33年度	11,980,563円
平成34年度	11,980,563円
合 計	59,642,142円

平成31～34年度は消費税10%を見込んで積算

《参考》指定管理者候補者の概要

団体の名称	社会福祉法人富士見市社会福祉協議会	
設立年月日	昭和45年4月8日	
主な事業内容	富士見市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ること。	
主な管理実績 (指定管理)	施設名	期 間
	富士見市市民福祉活動センター	平成17年4月1日～ 平成20年3月31日（1期目）
	富士見市市民福祉活動センター	平成20年4月1日～ 平成25年3月31日（2期目）
	富士見市市民福祉活動センター	平成25年4月1日～ 平成30年3月31日（3期目）

【別紙】富士見市市民福祉活動センター 指定管理者候補者(案)選定結果

確認事項	確認	富士見市社会福祉協議会
	いる・いない	
1. 申請者資格 ※申請資格に合致しているか	-	○
2. 団体等全般 ※定款・規約等に同種の業務内容が記載されているか	-	○

選定項目	評点	富士見市社会福祉協議会	
	配点		
1. 団体に関する事項	A	10	7.7
①団体の経営状況は安定しているか		5	3.1
②過去の指定管理の実績は適切か		5	4.6
2. 管理運営方針に関する事項	B	15	13.1
①管理運営に関する基本方針が施設の設置目的に即し、施設の効用を最大限に発揮させる内容になっているか		5	4.1
②施設の管理運営を行う意欲は感じられるか		5	4.7
③利用者の平等利用に関する考え方は適切か		5	4.3
3. 管理運営体制に関する事項	C	25	19.2
①効率的で安定した運営を行うための組織体制や人員配置となっているか		10	8.3
②職員の研修計画の内容は適切か		5	3.3
③利用者の安全確保対策、事故・災害等の緊急時の対策は適切か		10	7.6
4. 管理運営内容に関する事項	D	45	35.8
①自主事業の内容が施設の設置目的に即しており、利用者にとって魅力的な内容になっているか		10	7.7
②利用者のニーズの把握方法、意見や要望に対する対応は適切か		10	8.6
③地域や他施設との連携に努めているか		5	3.8
④市民が快適に施設を利用するための具体的な提案があるか		10	7.8
⑤個人情報の保護、情報公開についての対応は適切か		5	4.2
⑥その他の評価項目（地球温暖化対策として環境への配慮がされているか）		5	3.8
点数計（事業計画）A+B+C+D	E	95	75.8
最低基準点（最低基準点合計95点の7割）		66.5	

富士見市公の施設の指定管理者候補者審査委員会
 (富士見市市民福祉活動センター)
 委 員 名 簿

1 委 員 名

氏 名	役 職 等	備 考
ほしな やすこ 保科 寧子	埼玉県立大学保健医療福祉学部 社会福祉子ども学科 講師 (学識経験者)	1号委員 委員長
ほりえ かずお 堀江 一男	税理士 (財務経験者)	1号委員
く め はら あきひこ 久米原 明彦	健康福祉部長	2号委員 副委員長
おおもり しげはる 大森 重治	健康福祉部副部長兼福祉課長	2号委員
こいぬま たくみ 鯉沼 拓巳	総合政策部政策企画課長	2号委員
きねぶち く み こ 杵渕 久美子	シルバーボランティアグル ープ藤の実会代表	3号委員
み き ともね 三木 ともね	介護者支援の会まどび (窓陽) つるせ代表	3号委員
もり きょうこ 森 京子	民生委員児童委員	3号委員
よしおか ひろこ 吉岡 洋子	富士見市赤十字奉仕団 副委員長	3号委員

2 任 期

平成29年8月9日から指定管理者の指定を行った日まで